

町内での買い物が20%お得に

プレミアム付商品券の休日販売を行います

町では、住民税非課税者、0～3歳児未満の子育て世帯を対象に、町内79店舗で、20%お得に買い物ができる「紀宝町プレミアム付商品券」を1冊につき額面5,000円分(500円×10枚つづり)を4,000円で、対象者1人につき5冊まで販売しています。11月は休日販売も行いますので、ぜひ買い求めください。利用できる店舗については、町ホームページをご覧ください。

◆11月の休日販売

①11月10日(日) 午前9時～午後4時

②11月17日(日) 午前9時～午後4時

【場所】 役場1F 福祉課プレミアム室

※平日の受付・販売は、役場の他、役場移動支所でも行っています。詳しくは、23ページをご覧ください。

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。

いざというときに落ち着いて行動するために

緊急地震速報の訓練放送を実施

町では、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を導入しており、有事の際には当システムを通じて防災行政無線などから情報をお知らせします。

地震や津波、弾道ミサイルによる武力攻撃などに備え、J-ALERTを用いた訓練放送を、下記のとおり全国一斉に実施します。

※今回の訓練放送では、各携帯会社が配信する緊急速報メール・エリアメールとの連動はしていませんが、町の防災メールに登録されている方には、メールでも通知されます。

◆緊急地震速報訓練放送

【放送日時】11月5日(火) 午前10時ごろ

【放送内容】「♪～(チャイム)こちらは広報きほうです。ただいまから訓練放送を行います。

♪～(緊急地震速報チャイム)緊急地震速報。大地震です。これは訓練放送です。※3回繰り返しこちらは広報きほうです。これで訓練放送を終わります。♪～(チャイム)」

▶詳しくは、役場総務課防災対策室(☎33-0335)までお問い合わせください。



さまざまな角度からカラダの状態を確認

11月24日に「健康チェックデー」を開催

町では、自分のカラダの状態をさまざまな角度からチェックするイベント、「健康チェックデー」を次のとおり開催します。健康に関する次の測定・検査を受けられます。

ぜひ、この機会にご参加ください。

【日時】11月24日(日) 午前9時～午後1時

【場所】 保健センター

【内容】

●健康チェック(血液検査、歯と口の健診、脳機能チェック、体組成測定、血液サラサラ度チェックなど) ●ハンドマッサージ ●フリーマーケット

▶詳しくは、今月号に折り込まれているチラシをご覧ください。役場みらい健康課(☎33-0355)までお問い合わせください。



子育て世代を応援

幼児教育・保育の無償化が開始!

子育て世代の経済的負担を軽減することを目的に、10月1日から、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

主に3歳児から5歳児クラスまでの保育所、幼稚園、許可外保育施設等を利用する子どもの基本保育料や利用料などが「無償化」になります。

【対象】

・3～5歳児クラスの児童

・0～2歳児クラスの児童(住民税非課税世帯)

【無償化されるもの】

- ・幼稚園の基本保育料(預かり保育料を含む)
- ・保育所の基本保育料

【無償化されないもの】

- ・給食費など実費として徴収されている費用
- ・保育所の延長保育料

※認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業も無償化の対象ですが、町から「保育の必要性の認定」を受け、保育所等を利用していない方が対象です。

▶詳しくは、保育所・認可外保育施設等については、役場福祉課(☎33-0339)、幼稚園については、紀宝町教育委員会(☎33-0341)、ファミリーサポートセンターについては、役場みらい健康課(☎33-0355)にお問い合わせください。

各種証明等に旧姓が表示されます

住民票等に旧姓(旧氏)の併記ができます

町では、11月5日(火)から、手続きを行うことで、住民票等に旧姓(旧氏)が併記できるようになります。これにより、婚姻等で姓が変更になった場合でも、各種の契約や銀行口座に旧姓を使用している場合の本人確認書類として使用できます。また、旧姓を用いた印鑑登録ができます。

【請求手続き】

一度、請求手続きを行うことで、住民票に旧姓が併記され、マイナンバーカード(通知カード)や公的個人認証の署名用電子証明書、印鑑登録証明書の発行の際にも旧姓が併記されるようになります。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑(認め印でも可)
- ・マイナンバーカードまたは、通知カード
- ・本人確認書類
- ・旧姓が記載された戸籍謄本等

※旧姓の記載されている戸籍謄本等から現在の姓が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等が必要になります。(本籍が紀宝町にある方も必要になります。)

Q. 旧姓として、どのようなものを併記できますか?

A. 旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の姓の中から1つを選んで併記することができます。なお、引越して他の市町村に転入した場合、住民票等に併記されている旧姓は引き継がれます。

Q. 手続き後、住民票の写しの交付を受けるときに、旧姓を表示しないようにできますか?

A. 住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または姓の一方のみを表示することはできません。

▶詳しくは、役場税務住民課(☎33-0337)までお問い合わせください。